

## 第16回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月25日(木) 午前9時30分から10時6分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

### 3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	11番	西田 三郎			
農業委員	1番	高田 真盛	2番	牛野 進一郎	
	3番	久保田 力雄	4番	砂坂 浩一郎	
	5番	小山 幸良	6番	寺内 秀昭	
	7番	河野 律雄	8番	古市 道則	
	10番	中之藪 堅二郎			

#### 農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	崎田 善昭	ロ.	向井 克巳
ハ.	中園 廣行	ニ.	中峯 哲義
ホ.	片板 大作	ヘ.	雨田 俊孝
ト.	小脇 尚武		

### 4. 欠席委員

農業委員	9番	中島 一三
------	----	-------

#### 農地利用最適化推進委員(順不同)

チ.	原田 晃生
----	-------

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第16号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 直樹
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係	日高 美保
農地集積支援員	牛野 学

## 7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。  
議席番号9番 中畠一三委員、農地利用最適化推進委員 原田晃生推進委員です。  
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第16回 農業委員会定例総会を開会いたします。  
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
（「はい。」の声あり。）
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号1番 高田真盛委員、10番 中之藺堅二郎委員を指名します。
- 議長 日程第2、（議案協議）議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第16号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について、を議題にします。  
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
- 事務局 資料2ページをお開きください。  
議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和3年11月30日を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権2件・農地中間管理権7件・所有権移転1件を定めたいので承認を求めるものです。  
資料3ページをご覧ください。  
基盤法による利用権設定です。期間の始期を令和3年12月1日から令和8年11月30日の5年間を終期とするもので、畑●●㎡の2件となっております。  
それでは資料4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。  
1番、利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 A、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B・51歳です。Bの経営面積は●●㎡。申請地は〇〇字△△××番、地目は畑で面積は●●㎡。葉たばこを作付けし5年間の賃貸借で賃借料は年間10アール当り〇万〇千円の口座振込みで再設定です。図面は5ページに添付していますので見て頂きたいのですが、「今回申請分」と記載している箇所です。

続いて2番ですが、利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 C・86歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 Dです。Dの経営面積は●●㎡。申請地は〇〇字△△××番、地目は畑で面積は●●㎡。牧草を作付けし5年間の賃貸借で賃借料は年間〇万円の口座振込で新規設定です。図面は6ページに添付しておりますのでお目通し願います。

7ページをご覧ください。

農地中間管理権の設定です。公告年月日は基盤法によるものと同様で令和3年11月30日。期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間で6件で地目は畑が5筆・田が5筆です。

次に、令和3年12月1日から令和13年11月30日までの10年間で1件で地目は畑が2筆・田が1筆です。

8ページをお開きください。計画内訳書の説明をします。

1番は、〇〇××番地 E・86歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Fが耕作者となっております。土地の所在が〇〇字△△××番面積は●●㎡でさとうきび・甘藷の作付けを行い賃借料は年間10アール当り〇万円で期間は5年です。

2番は、〇〇××番地 Gから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Hへの貸し付けです。土地の所在は、〇〇字△△××番で●●㎡、賃借料は年間10アール当り〇万円です。

3番は、〇〇××番地 I・87歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Jへ貸し付けるもので面積は●●㎡です。

次に4番は、〇〇××番地 K・63歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Hへの賃貸借です。面積は2筆合計●●㎡で存続期間は5年で年間10アール当り〇万円の新規設定です。

9ページをご覧頂き、番号は5番です。

Kから備考欄にあるとおり、Fへの賃貸借で土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡。さとうきび・甘藷の作付けを行います。

次に6番です。鹿児島市新照院町のLと備考のとおりFへの賃貸借です。土地の所在は〇〇字△△××番 外2筆、計3筆の面積合計が●●㎡。作物名等はお目通し願います。

最後7番です。利用権を設定する者は〇〇××番地 Mから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Nへの賃貸借です。土地の所在は〇〇字△△××番 外、以下に記載してあるとおり3筆、地目は田で4筆の面積合計は●●㎡で5年間の賃貸借です。

なお、説明した7件の図面については10ページからと18ページに添付してありますのでお目通しください。

19ページをご覧ください。農地中間管理事業による農地売買事業の所有権移転で、今回は公益財団法人鹿児島県地域振興公社による買い入れです。公告年月日は令和3年11月30日、引渡時期は令和4年1月を予定し

ています。

20 ページをお開きください。計画内訳書の説明をします。

譲渡人は〇〇××番地 〇・83 歳で、譲受人は鹿児島市名山町 4 番 3 号公益財団法人鹿児島県地域振興公社です。土地の所在は〇〇字△△××番と同字××番です。現況は畑で牧草が作付けされています。2 筆の合計面積は●●㎡です。売買金額は〇〇万〇千円です。21 ページに図面を添付し、22 ページには公益財団法人鹿児島県地域振興公社に提出している計画書があるので金額等はこの表でご確認ください。

賃借権及び中間管理権等を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第 1 号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
(「はい。」の声あり)

議 長 はい、5 番委員。  
5 番委員 小さいことですが、9 ページの整理番号 6 番の利用内容（作物名）の順が違ってきます。

事務局 はい。水稻・さとうきび・甘藷の順ではなく、正しくはさとうきび・水稻・甘藷の順になります。お手数ですが資料の訂正をお願いいたします。ご指摘ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。  
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人：P、譲受人：Q 外 2 件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第 2 号の説明をお願いいたします。事務局。資料 23 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が 1 件と賃借権の設定が 2 件です。

整理番号 1 番から資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 P。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Qです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

その他、同字に4筆の合計で5筆、地積合計が●●㎡となります。

この件につきましては、24 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は27 ページから添付しています。

整理番号2番。貸人が、南種子町〇〇××番地 R。

借人が、南種子町〇〇××番地 Sです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。現況地目は畑、地積は●●㎡。

賃借権で期間は1年間、対価は〇万〇千円です。

この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は33 ページから添付しています。

整理番号3番。貸人が、南種子町〇〇××番地 T。

借人が、南種子町〇〇××番地 Sです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

賃借権で期間は1年間、対価は〇万〇千円です。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は39 ページから添付しています。

以上3件につきましては、11月10日の現地調査により確認しております。

説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、8番委員。

8番委員 QさんはPさんの次男坊であり、現在は去年から新規就農を始められて、今回贈与ということなんですけれど、本人（Pさん）も病院通いでこのところ入院をしたりするものですから、先々どうなるか分からないので経営を譲りたいということです。Q君は現在スナックエンドウ、それからレザーリーフファンをやっておりますので、問題はないものと思います。今から立派にやっていくと思いますので、よろしく願います。以上です。

議長 整理番号2番・3番、5番委員。

5番委員 2番・3番を一緒によろしいですか。では説明いたします。S君、皆さんもご存知のとおりUの責任者としてここに勤めていたんですが、Uの撤退ということで、彼も長男であるし、ここに残りたいということで会社の方を辞めて農業をやりたいということです。〇〇については昨年からの借り

ていて荒らす訳にはいかないからということで、でん粉用甘藷を作っていました。〇〇についてはUの方で青果用の唐芋を作っていて、昨日見たところ、もう掘ってありませんでした。ということで、27歳の若さで彼も農大を出てから熊本の方に行って、それから地元に戻ってきたんですが、自分なりに親のあとも面倒をみたいということでやっておりますので、皆さん方、若い人を育てるためにもよろしくお願いします。

議 長 説明が説明を終わりました。これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
（「はい。」の声あり）

議 長 はい、3番委員。  
3番委員 2番・3番の期間が1年間と短いのはどうしてですか。

5番委員 はい。それは本人が認定新規就農者になる手続きを今からして、一応1年ということです。両方ともR・Tさんと本人が話をして、認定後に10年間の期間設定を結びたいということです。秋作キビをしております、1年では勿体ないからということで本人同士の話し合いは付いているということです。

3番委員 はい、分かりました。  
議 長 他に質疑はありませんか。  
（「はい。」の声あり）

議 長 はい、I推進委員。  
I推進委員 33ページの申請書の中の譲渡人（貸人）の氏名がR代表者 Vとなっておりますが、R館長は現在、Wさんですが名義変更とかはされていないのでしょうか。

5番委員 はい。これは共有畑の代表としてVの名義になっております。公民館長ではありません。

議 長 他にございませんか。  
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。  
議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：X、譲受人：Yを議題にします。  
事務局 それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。資料45ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が東京都調布市〇〇××番地 Y。

譲渡人が茨城県つくば市〇〇××番地 X。

土地の所在は、〇〇字△△××番、〇〇字△△××番、同字××番、〇〇字△△××番の合計で4筆。

字△△、字△△の登記・現況地目は畑、字△△の登記・現況地目は田、4筆合計地積は●●m<sup>2</sup>です。

転用計画としまして、地目を雑種地に変更。

資金は、土地取得費〇〇万円で、令和3年事業年度予算となっています。

転用目的としましては保安用地です。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

「周辺耕作地（田・畑等）に迷惑をかけないように草刈等を年2回（農耕時期前）に実施する。」とのことです。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域外で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われ、所有権移転によるものです。

参考資料は46ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、11月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員が欠席なので、農地部長の8番委員、よろしく願います。

農地部長 Xさんの土地は〇〇地区の制限区域の中にあつて、周りはほとんど〇〇が買い入れているんですけど、Xさんだけは、本人が〇〇に勤めている関係で、今度定年退職するにあたり、手続きをするようになったようです。周囲は林野に囲まれた制限区域ですので、土地に影響を及ぼすこともないと思います。よろしく願います。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないこと

の判断について、対象地：〇〇字△△××番 外8筆を議題にします。

なお、整理番号3番において2番委員が、農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので退席をお願いします。

(2番委員 退席)

議 長 それでは、事務局より議案第4号整理番号3番の説明をお願いします。  
事務局。

事 務 局 それでは会長からありましたように、まず議事参与の制限に関する案件から説明を行いたいと思います。資料52ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は、現地調査の結果農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号3番、台帳所有者が熊毛郡南種子町〇〇××番地 Z。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、台帳地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>です。

この土地につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

11月10日の現地調査において、会長・農地部長、農地部員、事務局で現地確認をしております。参考資料として56ページ、57ページに現地調査の資料を添付しております。以上で整理番号3番の説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、11番委員。

11番委員 整理番号5番についてですが。

議 長 整理番号3番について審議しています。後ほどお願いいたします。

11番委員 分かりました。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号整理番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号整理番号3番については原案のとおり決定いたしました。  
2番委員の入場を求めます。

(2番委員 入場)

議 長 引き続き、議案第4号 残りの案件について説明をお願いいたします。



事務局。

事務局 議案第4号 残りの案件について説明します。資料は同じく 52 ページです。

整理番号1番、台帳所有者が熊毛郡南種子町〇〇××番地 a。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、台帳地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>です。

整理番号3番を除いて計8筆、地積合計は●●m<sup>2</sup>になります。

なお、整理番号8番の土地については、参考資料 52 ページ、59 ページの資料にありますように、登記簿面積は●●m<sup>2</sup>ですが、農家台帳の方はその内の●●m<sup>2</sup>となっております。

この8筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

11月10日の現地調査において、会長・農地部長、農地部員、事務局で現地確認をしております。参考資料として 53 ページから現地調査の資料を添付しております。

補足説明をします。整理番号5番の土地については、登記名義人については、bとなっておりますけれども、農家台帳の方は鹿児島県となっております、税務課の固定資産台帳の方でも非課税物件で、鹿児島県となっておりますので、このような表記をしております。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議長 11番委員、よろしいでしょうか。

11番委員 台帳所有者は鹿児島県であるということですが、現実的には鹿児島県が農地である田を占有しているのは、現地は国道に入っているということですか。

事務局 資料 56 ページの3番の土地なんですけれども、この土地については、色々調べたんですけれどもなぜ鹿児島県の台帳に載っているのか、後は非課税物件として鹿児島県が固定資産税の納税義務者になっているのかについては、分からない状況で引き続き詳しく調査をしようと思っております。

11番委員 常識的にはない物件の話であると思いますが、詳細が分からないということで質問を終わります。

事務局 はい。

議長 はい。他に質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。  
議案第4号残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。